

**令和5年度 障害者スポーツ振興事業**  
**「地域の障がい者スポーツセンターの在り方検討事業」**  
**委託先団体募集要項**  
**【2次募集】**

**1. 助成の目的**

令和4年8月にスポーツ庁がとりまとめた「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)」に、「都道府県等に障害者スポーツセンターの整備を促す」と明記された。本事業は、今後、地域のパラスポーツ振興の拠点としての障がい者スポーツセンターの整備について、地域の実情に応じたあり方を関係者で検討する場を設置することを目的に実施する。

**2. 委託先対象**

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、現在、当協会の障がい者スポーツセンター協議会に登録している障がい者スポーツセンターが設置されていない道県および政令指定都市とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

**3. 対象事業**

地域において障がい者スポーツセンターの設置を前提とした構想会議等を開催する事業。

※「スポーツ庁健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ(骨子案)」

を踏まえた内容にすること。(下記、URL および右 QR コード参照)

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/001\\_index/bunkabukai006/index.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai006/index.html)



**4. 委託費と対象経費**

委託費は、原則として各団体につき 500 万円以内とする。また、委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金、保険料  
詳しくは別紙の「事務の手引き」を参照のうえ計画書を作成すること。

- \* 委託費の入金は委託契約後とする。
- \* 賃金は委託費(決算時の総事業費)の10%を上限とする。
- \* 委託金額は、申請された全事業数の件数、金額等によって減額等調整することがある。

**5. 助成対象となる事業の実施期間**

本事業の委託契約締結日～令和6年2月末日(事業完了)

※委託契約締結日より前に発生した事業経費は助成対象外となるので留意すること。

※委託契約締結日から委託費の入金以前に発生した事業経費の負担は、委託先団体の立替えによるものとする。

**6. 募集期間と提出書類**

募集期間は次のとおりとする。締切日までに下記の書類を作成し、送付すること。なお、締切り後および書類に不備がある場合は受理できないので注意すること。

**【募集期間】** 令和5年6月12日(月)～令和5年6月30日(金)(必着)

**【提出書類】** (1)受託申請書 (2)事業計画書 (3)予算書 (4)謝金・旅費・賃金等の規程・規約

※上記(2)(3)は、データも USB 等の電子記録媒体またはメールで提出すること。

※業者等へ発注する場合は別途見積書を提出すること

## 7. 委託団体数

原則として1団体とする。

## 8. 選定方法及びその結果

- (1) 委託先団体の選定は、当協会が設置する選定委員会で審査し決定する。
- (2) 選定結果は、文書をもって知らせる。
- (3) 他の機関の助成等を受けて当該事業を実施することとなった場合は、採択後であっても受託申請を辞退すること。
- (4) 選定結果に関するいかなる問い合わせ等については回答しない。

## 9. 委託先団体の決定と決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、下記の書類を提出すること。

- (1) 委託契約書…内容を確認の上、委託先団体の長が署名捺印し、事業計画書とともに提出すること。
- (2) 請求書…事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

## 10. 委託事業に係わる消費税の取り扱い

当協会との委託事業契約に基づき実施する事業の委託金については、国等からの補助金と同様の扱いとし、「特定収入」として取り扱うこと。また、消費税の計算にあたり簡易課税を選択されている団体についても、本委託金は課税対象外の収入として取り扱うこと。

## 11. 事業報告

事業報告は、助成事業の完了から1カ月以内に提出すること。令和6年2月以降に事業が完了する場合は令和6年3月9日(土)まで(消印有効)に必ず提出すること。

※事業報告はその後、当協会がとりまとめ、スポーツ庁に提出する。

(1)完了報告書 (2)決算書・決算内訳 (3)報告書(冊子等) (4)その他(成果物・印刷物)

※(1)、(2)は所定の書式で提出すること。(3)、(4)は書式なし。

※各報告書類は郵送及びデータで提出すること。

## 12. 問合せ先及び送付先

公益財団法人日本パラスポーツ協会  
スポーツ推進部 担当：山下・小島  
E-Mail:d-yamashita@parasports.or.jp  
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6  
TEL) 03-5695-5420(直通) FAX) 03-5641-1213  
問合せ時間 月曜～金曜 9:30～17:45